

重要事項説明書

この特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)サービスの重要事項説明書は、お客様が当社の特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)サービスを受けられるに当たり、予めお客様や介護者(御家族)に対して、本サービスの事業所の運営規程の概要や、その他のサービスを御利用されるに当たり、重要な事項を記したものです。
(* お客様に本文書を交付し説明する事は、法令上義務づけられています。)

1 当社の概要

名称	株式会社 アリスジャパン
事業部署名	商事事業部
所在地	〒721-0964 広島県福山市港町1丁目1番14号
電話番号	084-922-8530
管理責任者	戸田 吉泰
事業概要	商事事業部 福祉用具貸与サービス、福祉用具、介護用品、医療機器販売、住宅改修 等 福祉事業部 訪問介護サービス、訪問入浴サービス、在宅配食サービス、居宅介護支援事業所 等

介護保険事業所番号 3471500532

2 運営規程の概要

① 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)サービスに係る職員の体制

管理責任者	1名	(常勤)
専門相談員	4名	(常勤)
その他職員	2名	(常勤)

② 営業日、営業時間及び、休業日

月	火	水	木	金	土	日	祝
○	○	○	○	○	○	×	×
平日8時30分～17時30分				土曜日8時30分～17時30分			
年末年始12月30日より1月3日までは休業いたします。							

③ 通常の事業の実施地域

福山市	世羅町	神石高原町	府中市	尾道市	三原市	
岡山県笠岡市	岡山県井原市	岡山県矢掛町	岡山県浅口市	岡山県里庄町		

* 上記記載の地域以外にお住まいの場合は、特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)に要した交通費並びに搬入搬出費用は、御利用者またはその御家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名捺印を頂く事となります。
(特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)に要する交通費は、空路で運搬・移動する場合は航空運賃、水路で運搬・移動する場合は船賃、陸路で運搬・移動する場合は運送代金及び有料道路代金等を基礎とし運搬及び移動を行う場合における交通費の実費を勘案して合理的に算出するものとする。詳しくは担当者をご説明いたします。)

3 取扱種目、ご利用料金及びお支払い方法

① 取扱種目

特定福祉用具販売の種目(介護予防福祉用具販売も同様)

① 腰掛便座	② 特殊尿器
③ 入浴補助用具	④ 簡易浴槽
⑤ 移動用リフトのつり具部分	⑥ スロープ
⑦ 歩行器	⑧ 歩行補助杖

- ①特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の販売を提供した際は、現に当該特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の購入に要した費用の額等の支払いを受けるものとします。
- ②品目ごとの販売費用の額等は、別紙カタログ等により利用者(購入申込者)と協議を行いカタログ価格の20%引きとし、事業所にカタログ等を備え付けるものとする。
- ③販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の項目を記載した書面を利用者に対して交付します。
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 提供した福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) パンフレットその他の当該特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の概要等

② ご利用者負担額について

サービスが介護保険及び介護予防給付適用とされない場合又はご利用料金が支給限度額を超える場合は全額若しくは限度額を超えた部分が自己負担となります。又、特定福祉用具の購入は「償還払い」となりますので購入費を一旦全額お支払い頂き、市町にて「償還払い」の手続きを行って頂く事となります。

③ ご利用者負担額のお支払い方法

- ① 原則として商品納入時に商品代金の全額を現金にて一旦お支払いいただきます。
- ② お振込みを御希望の場合は御連絡の上、下記口座にお振込み下さい。
(なお、お振込みに係わる振込み手数料は御利用者負担となります。)

(参考)

3	広島銀行	福山胡町支店	普通 3163711	口座名	株式会社アリスジャパン 代表取締役 伊藤 健二
4	郵便局		01340-3-22650	口座名	株式会社アリスジャパン

4 商品のキャンセル、商品代金の未払いに付いて

- ① 御注文商品のキャンセルを行う場合は、商品入荷までにお願ひ致します。ご利用者よりキャンセルのご連絡を頂いた場合は商品の納品を中止させていただきます。(原則として商品入荷後のキャンセルは出来ません)
- ② ご利用者が福祉用具販売サービスに係る料金を3ヶ月以上理由なくお支払い頂けない場合は別途協議の上、商品回収、法的措置等を取らせて頂く場合があります。

5 事業の目的及び運営方針

事業の目的

要介護状態にある利用者に適正な特定福祉用具販売を提供するとともに、要支援状態にある利用者に適正な特定介護予防福祉用具販売を提供します。

運営方針

- ① 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
- ② 事業所の専門相談員は、要介護状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図ります。
- ③ 事業所の専門相談員は、要支援状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持または改善を図ります。
- ④ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

6 相談、苦情等の窓口及び事故発生時の対応

サービスに関するご相談や苦情、お問い合わせ等の窓口は下記の通りです。

- ① 当社の受付担当者 **戸田 吉泰**
お問い合わせ電話番号 **084-922-8530**
- ② その他の苦情・事故受付機関 **各市町及び、ご利用者の居宅サービス計画作成事業所 等**
- ③ 苦情・事故処理の体制
苦情・事故が発生した場合は、営業担当者より連絡を行い詳しい事情を把握すると共に営業担当者が必要と判断した場合は管理者を含め検討会議を行い、早急に修理、交換等具体的な処理を行います。
又、苦情・事故処理の経過を記録し、必要に応じ各保険者へ報告を行うと共に今後の苦情・事故発生、再発防止に努めます。
- ④ 本サービスの提供に当りご利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。但し、当社の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りでは有りません。
免責事項（天災、公権力行使を含む）
販売商品の使用を原因としない、利用者の急激な身体状況の変化に起因する事故による損害。
取り扱い説明書、重要事項説明書又は専門相談員の説明に基づかない使用による損害。

7 個人情報の取り扱いについて

- ① ご利用者またはご家族等に関する個人情報は、介護保険法等の法令に従い当該サービスを円滑に実施する為のサービス担当者会議等においてのみ、必要最小限の範囲で利用する場合があります。
- ② サービス従事者は退職後においても、業務上知りえた個人情報の秘密を保持するものとします。

上記の通り福祉用具の販売に係る重要事項を説明いたしました。

	事業者	住所	広島県福山市港町1丁目1番14号
			株式会社 アリスジャパン
令和 年 月 日	担当者		印
	利用者	住所
		
		氏名	印
	代理人	住所
		
		氏名	印

● ご利用者からの相談又は苦情・事故等に対応する常設の窓口（連絡先）

・相談・苦情・事故等に対する常設の窓口として、下記の相談担当者を配置しています。
また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、相談窓口及びお客様の担当者に必ず引き継ぎを行います。

● アリスジャパン商事事業部の窓口

（電話番号）084-922-8530
（担当者）相談担当者 戸田 吉泰（専門相談員）

● 各市町村・保険者等の窓口は下記の通りです。

福山市	介護保険課	084-928-1166
世羅町	保健福祉課	0847-25-0294
神石高原町	保健課	0847-89-3535
府中市	府中市福祉事務所介護福祉係	0847-40-0222
尾道市	高齢者福祉課介護管理係	0848-25-7118
三原市	高齢者福祉課	0848-67-6240
笠岡市	市民部介護保険課	0865-69-2139
井原市	介護保険課	0866-62-9519
浅口市	健康福祉部高齢者支援課	0865-44-7113
里庄町	健康福祉課	0865-64-7211
矢掛町	保健福祉課	0866-82-1013
広島県国民健康保険団体連合会	介護保険課	082-554-0783
岡山県国民健康保険団体連合会		086-223-9101